



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月26日金曜日 第1613号

### ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....1169

民生委員の定数.....1173

指定養育医療機関の指定.....1174

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....1174

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1174

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1175

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1175

市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....1175

保安林予定森林.....1175

建設業者の許可の取消し.....1176

愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....1177

公有水面埋立免許.....1178

公共測量の実施の通知.....1180

開発行為に関する工事の完了.....1180

道路の位置の指定.....1180

公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更...1180

愛媛県証紙売りさばき人の指定.....1180

### 公 告

争議行為の通知の公表.....1181

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....1181

### 教育委員会告示

公立博物館の登録.....1181

### 告 示

#### ○愛媛県告示第2327号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
星高製紙株式会社  
四国中央市金生町下分 350 番地  
代表取締役 星川修
- 事業場の名称及び所在地  
星高製紙株式会社上分工場  
四国中央市上分町字金沢1184 - 1
- 特定施設に関する事項

(1) No.1 パルパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第23号イ 原料浸せき施設
---------	--

特定施設の能力	1回当たり1,800キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.2
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 220
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80,000 最大 85,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 25
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 500 最大 600	

備考 解離、溶解させたパルプは全量を次の工程へ送る。

#### (2) 損紙パルパー

特定施設の種類	政令別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1回当たり300キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 220
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 40,000 最大 45,000
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 25
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 20 最大 30

備考 解離、溶解させた損紙は全量を次の工程へ送る。

(3) 傾斜エキストラクター

特定施設の種類	政令別表第1第23号へ バルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり50トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 220
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 25
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,000 最大 1,040

備考 脱水された原料は次工程に送られ、排水はトロンメルにより紙料の回収がされる。

(4) A型トロンメル

特定施設の種類	政令別表第1第23号へ バルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり12トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 220
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 450 最大 500
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 25
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,000 最大 1,040

(5) 高濃度クリーナー

特定施設の種類	政令別表第1第23号へ バルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり1,300~1,800リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.2

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 200 最大 220
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 400 最大 420
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 25
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 100 最大 105	

(6) 1号抄紙機

特定施設の種 類	政令別表第1第23号チ 抄紙施設	
特定施設の能力	1分間当たり20~200メートル抄紙	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.5~8.0 最大 5.0~8.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 200 最大 250
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 25
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,500 最大 1,650	

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 凝集沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後3ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	製紙排水処理施設		
処理施設の型 式	凝集沈殿方式		
処理施設の構 造	鋼鉄製円筒型		
処理施設の主要寸法	直径 9.66メートル 高さ 9.144メートル		
処理施設の能力	1日当たり5,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.5~8.0 最大 5.0~8.0	通常 6.0~7.5 最大 5.8~8.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 140 最大 150	通常 25 最大 30
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 300 最大 350	通常 22 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 25	通常 4.5 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 0.9 最大 1.5
	通常 2,700 最大 2,900	通常 2,700 最大 2,900	通常 2,700 最大 2,900

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~7.5 最大 5.8~8.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 30
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 22 最大 30

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.5 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.9 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,700 最大 2,900

備考 他に雨水排水口が3ヶ所ある。

○愛媛県告示第2328号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

国立大学法人愛媛大学  
松山市道後樋又10番13号  
愛媛大学長 小松正幸

2 事業場の名称及び所在地

国立大学法人愛媛大学医学部  
東温市志津川

3 特定施設に関する事項

(1) 病院用洗面化粧台(2基)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第71の2号イ 洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり9リットル使用	
工事の着手予定年月日	平成17年1月24日	
工事の完成予定年月日	平成17年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成17年2月14日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~11 最大 1~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16 最大 16
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.054 最大 0.054

(2) 業務用流し台

特定施設の種類	政令別表第1第71の2号イ 洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり106リットル使用	
工事の着手予定年月日	平成17年1月24日	
工事の完成予定年月日	平成17年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成17年2月14日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~11 最大 1~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16 最大 16
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.318 最大 0.318

(3) サイホンセット汚物流し

特定施設の種類	政令別表第1第71の2号イ 洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり16リットル使用	
工事の着手予定年月日	平成17年1月24日	
工事の完成予定年月日	平成17年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成17年2月14日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～11 最大 1～14
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.048 最大 0.048	

4 汚水等の処理施設に関する事項

実験排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年7月2日		
処 理 施 設 の 種 類	薬品排水処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	接触酸化方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 53.5メートル 横 8.65メートル 高さ 8.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触酸化＋凝集沈殿＋砂る過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～11 最大 1～14	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20

りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2,000 最大 2,200	

備考 この他に雨水排水口が5ヶ所ある。  
処理後の排水の一部を中水として再利用する。

○愛媛県告示第2329号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、民生委員の定数を次のように定め、平成16年12月1日から施行し、民生委員の定数（平成13年8月愛媛県告示第1416号）は、平成16年11月30日限り、廃止する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

市 町 村 名	定数(人)	市 町 村 名	定数(人)
今 治 市	227	小 田 町	23
宇 和 島 市	176	久 万 高 原 町	67
八 幡 浜 市	104	松 前 町	61
新 居 浜 市	294	砥 部 町	37
西 条 市	297	広 田 村	10
大 洲 市	104	中 山 町	18
伊 予 市	63	双 海 町	21
北 条 市	69	長 浜 町	35
四 国 中 央 市	223	内 子 町	38
西 予 市	164	五 十 崎 町	15
東 温 市	63	肱 川 町	15
朝 倉 村	13	河 辺 村	9

玉川町	18	保内町	32
波方町	20	伊方町	27
大西町	16	瀬戸町	17
菊間町	22	三崎町	21
吉海町	20	吉田町	38
宮窪町	14	三間町	26
伯方町	21	広見町	41
上浦町	15	松野町	20
大三島町	20	日吉村	8
関前村	7	津島町	43
上島町	29	愛南町	93

中島町	29		
-----	----	--	--

○愛媛県告示第2330号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者	名称	所在地	指定期日
55	西条市	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	平成16年11月2日

○愛媛県告示第2331号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300068117	社会福祉法人北条市社会福祉協議会	北条市別府937番地1	杉野靖夫	児童居宅介護	北条市社協指定居宅介護事業所	北条市別府937番地1	平成16年10月31日

○愛媛県告示第2332号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000100074117	社会福祉法人北条市社会福祉協議会	北条市別府937番地1	杉野靖夫	身体障害者居宅介護	北条市社協指定居宅介護事業所	北条市別府937番地1	平成16年10月31日
38000100112115	社会福祉法人中島町社会福祉協議会	温泉郡中島町大字大浦3081番地2	忽那正二郎	身体障害者居宅介護	社会福祉法人中島町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	温泉郡中島町大字大浦3081番地2	平成16年10月31日

○愛媛県告示第2333号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200090112	社会福祉法人北条市社会福祉協議会	北条市別府937番地1	杉野靖夫	知的障害者居宅介護	北条市社協指定居宅介護事業所	北条市別府937番地1	平成16年10月31日
38000200128110	社会福祉法人中島町社会福祉協議会	温泉郡中島町大字大浦3081番地2	忽那正二郎	知的障害者居宅介護	社会福祉法人中島町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	温泉郡中島町大字大浦3081番地2	平成16年10月31日

○愛媛県告示第2334号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第

3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116番1外	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  有限会社カマダカ メラ 代表取締役 鎌田 計二  堤製パン株式会社 代表取締役 堤 敏朗	平成16年 11月11日	平成16年 11月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2335号

四国中央市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上五良野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上五良野地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市豊岡町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年11月29日から12月27日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第2336号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・カシヤ熊地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・カシヤ熊地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年11月29日から12月27日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第2337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、四国中央市から協議のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・神ノ内地区）の計画の変更により平成16年11月10日同意した。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2338号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡玉川町大字龍岡上字タニノラク丙45、字力石丁226の41、字ヤゲン谷丁435の3、字イノコ谷丁439の14、大字木地字ニノ郷己112の3、字上ミ成己710の1、己714、字茶センボ己731の1、字シヨロ己733、字ドロボヤシキ己735、字ユノ谷辛14の18

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
東温市明河字海上第1号559の2
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに東温市役所及び玉川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2339号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第10596号	平成14年8月10日	林鉄工所	林 秀夫	松山市姫原2-6-53	平成16年10月4日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-14)第15001号	平成14年5月13日	松山コンステック(株)	松岡 彰彦	松山市本町2-1-7	平成16年10月4日	土木工事業 左官工事業 とび・土工事業 屋根工事業 鋼構造物工事業 板金工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)
(般-12)第11027号	平成12年11月13日	(株)東亜電設	橋本 久子	松山市南吉田町327-6	平成16年10月5日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-13)第11196号	平成13年7月13日	日建プラント(株)	辻 秀治	松山市枝松6-12-15	平成16年10月5日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-11)第1762号	平成12年3月15日	(有)岡本工務店	岡本 敏夫	北宇和郡松野町大字吉野2447	平成16年10月6日	土木工事業 建築工事業 管工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-11)第7026号	平成12年1月22日	大協設備(株)	山本 敏男	今治市延喜字畑井田甲298-1	平成16年10月14日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-13)第305号	平成13年10月31日	(株)今井組	今井 信夫	周桑郡丹原町大字来見245-3	平成16年10月19日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-13)第524号	平成14年1月26日	(株)金森土建	金森 福美	西予市城川町川津南3878	平成16年10月22日	土木工事業	建設業の廃止
(般・特-14)第1096号	平成14年7月9日	明星建設(株)	宮川 賢一	東予市玉之江410	平成16年10月22日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-11)第8649号	平成12年2月28日	西川鉄筋	西川 庄一	四国中央市中首根町324-20	平成16年10月22日	鉄筋工事業	建設業の廃止(法人成)
(般-13)第9303号	平成13年12月8日	松田造園	松田 計延	南宇和郡愛南町城辺甲4304	平成16年10月22日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止(法人成)
(般・特-14)第1652号	平成14年10月8日	丹原建設(株)	安藤 直康	周桑郡丹原町大字今井225-1	平成16年10月26日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(特-14)第3277号	平成14年10月11日	宇和島海事興業(株)	毛利 征二	宇和島市朝日町2-4-6	平成16年10月26日	土木工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-12)第10843号	平成12年5月31日	(有)田名後建設	田名後 桂	越智郡上島町岩城1088-1	平成16年10月26日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止(一部)



(般 - 14 第11693号)	平成14年 8月30日	(株)小松建設工業	藤田 重信	周桑郡小松町大字妙口 甲104	平成16年 10月26日	土木工事業 建築工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第14502号)	平成12年 4月27日	道前建設(株)	服部 貞之	周桑郡丹原町今井489 - 1	平成16年 10月26日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第10179号)	平成13年 6月29日	(有)伊方建設	渡辺 誠司	越智郡伯方町大字伊方 甲2321	平成16年 10月28日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第12151号)	平成13年 1月5日	協立技建(株)	武村 健二	松山市中野町375 - 1	平成16年 10月28日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12 第14581号)	平成12年 8月9日	江口工業	江口 代典	四国中央市土居町野田 甲524 - 2	平成16年 10月29日	土木工事業 建築工事業 舗装工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成)

○愛媛県告示第2340号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
小支流 大川	右岸 八幡浜市大字中津川字大久保 6 番耕地 187 番地先から同市大字中津川字午地 6 番耕地 240 番地先まで 左岸 八幡浜市大字中津川字大久保 6 番耕地 15 番地先から同市大字中津川字午地 6 番耕地 3 60 番地先まで
小支流 宇度口川	右岸 八幡浜市大字中津川字目之地 6 番耕地 201 番地先から同市大字中津川字午地大川 6 番耕地 401 番地先まで 左岸 八幡浜市大字中津川字目之地 6 番耕地 208 番地先から同市大字中津川字午地大川 6 番耕地 415 番地先まで
小支流 宮ノ前川	右岸 八幡浜市大字中津川字矢之畑 6 番耕地 250 番地先から同市大字中津川字午地大川 3 番耕地 260 番地先まで 左岸 八幡浜市大字中津川字矢之畑 4 番耕地 800 番地先から同市大字中津川字午地大川 3 番耕地 189 番地先まで
小支流 古川	右岸 八幡浜市大字中津川字矢之畑 3 番耕地 356 番地先から同市大字中津川字午地大川 2 番耕地 750 番地先まで 左岸 八幡浜市大字中津川字矢之畑 3 番耕地 24 番地先から同市大字中津川字午地大川 2 番耕地 700 番地先まで
小支流 南谷川	右岸 八幡浜市大字中津川字午地 4 番耕地 55 番地先から同市大字中津川字午地大川 6 番耕地 258 番地先まで 左岸 八幡浜市大字中津川字午地 4 番耕地 80 番地先から同市大字中津川字午地大川 6 番耕地 155 番地先まで
小支流 大門川	右岸 八幡浜市大字中津川字午地 6 番耕地 112 番地先から同市大字中津川字午地大川 3 番耕地 456 番地先まで 左岸 八幡浜市大字中津川字午地 6 番耕地 223 番地先から同市大字中津川字午地大川 3 番耕地 480 番地先まで
小々支流 ウドグチ川	右岸 八幡浜市大字布喜川字ウドグチ 606 番地先から同市大字布喜川字ウドグチ 208 番地先まで 左岸 八幡浜市大字布喜川字ウドグチ 680 番地先から同市大字布喜川字ウドグチ 255 番地先まで
小支流	右岸 八幡浜市大字五反田 1 番耕地 1565 番地先から

大峠谷川	左岸	ら同市大字五反田 1 番耕地 422 番地先まで 八幡浜市大字五反田 2 番耕地 474 番地先から同市大字五反田 2 番耕地 1 番地先まで
小々支流 谷ノ向川	右岸 左岸	八幡浜市大字国木 27 番地先から同市大字五反田 1 番耕地 685 番地先まで 八幡浜市大字国木 162 番地先から同市大字五反田 1 番耕地 656 番地先まで
小々支流 黒岩川	右岸 左岸	八幡浜市大字国木 1 番耕地 1711 番地先から同市大字五反田 1 番耕地 160 番地先まで 八幡浜市大字国木 1 番耕地 1724 番地先から同市大字五反田 1 番耕地 157 番地先まで
支流 宮ノ谷川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 1 番耕地 136 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 46 番地先まで 八幡浜市大字川之内 1 番耕地 154 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 254 番地先まで
支流 図尾川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 1 番耕地 232 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 176 番地先まで 八幡浜市大字川之内 1 番耕地 339 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 355 番地先まで
支流 勘蔵川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 1 番耕地 73 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 1 番地先まで 八幡浜市大字川之内 2 番耕地 99 番地先から同市大字川之内 2 番耕地 1 番地先まで
支流 夏持川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 2 番耕地 336 番地先から同市大字川之内 2 番耕地 273 番地先まで 八幡浜市大字川之内 2 番耕地 238 番地先から同市大字川之内 2 番耕地 273 番地先まで
支流 奥川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 3 番耕地 560 番地先から同市大字川之内 3 番耕地 675 番地先まで 八幡浜市大字川之内 3 番耕地 572 番地先から同市大字川之内 3 番耕地 677 番地先まで
支流 田浪川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 4 番耕地 355 番地先から同市大字川之内 4 番耕地 345 番地先まで 八幡浜市大字川之内 9 番耕地 17 番地先から同市大字川之内 4 番耕地 358 番地先まで
小支流 黒田川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 4 番耕地 521 番地先から同市大字川之内 4 番耕地 502 番地先まで 八幡浜市大字川之内 9 番耕地 520 番地先から同市大字川之内 9 番耕地 501 番地先まで
支流 上谷川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 1 番耕地 775 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 731 番地先まで 八幡浜市大字川之内 1 番耕地 774 番地先から同市大字川之内 1 番耕地 1 番地先まで
支流 落合川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 3 番耕地 54 番地先から同市大字川之内 3 番耕地 46 番地先まで 八幡浜市大字川之内 3 番耕地 92 番地先から同市大字川之内 3 番耕地 106 番地先まで
支流 池田川	右岸 左岸	八幡浜市大字川之内 4 番耕地 472 番地先から同市大字川之内 3 番耕地 1 番地先まで 八幡浜市大字川之内 4 番耕地 471 番地先から同市大字川之内 4 番耕地 435 番地先まで
支流 樽井川	右岸	八幡浜市大字松柏甲 741 番地先から同市大字松柏甲 715 番 2 地先まで

左岸 八幡浜市大字松柏甲 724 番地先から同市大字松柏甲 720 番 2 地先まで

○愛媛県告示第2341号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 神田中の川	右岸 北宇和郡津島町大字増穂甲 743 番地先から同町大字増穂甲48番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字増穂甲 742 番地先から同町大字増穂甲46番地先まで
支流 内山川	右岸 北宇和郡津島町大字山財字上組 343 番地先から同町大字山財字上組 244 番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字山財字上組 331 番地先から同町大字山財字上組 243 番地先まで
支流 加塚川	右岸 北宇和郡津島町大字御内字白石 1 番耕地1185番地先から同町大字御内字井手口 2 番耕地 223 番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字横川字三本松3237番地先から同町大字横川字三本松 3 番耕地 248 番 2 地先まで

○愛媛県告示第2342号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加 戸 守 行

松山市持田町 122 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 区域

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3049番 8 から同字牛川2903番21までの地先公有水面

(イ) 2 区域

北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21から同字新田2903番22までの地先公有水面

(ウ) 3 区域

北宇和郡吉田町大字南君字新田2903番22から同字新田2903番11までの地先公有水面

(エ) 4 区域

北宇和郡吉田町大字南君字新田2903番 3 の地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 区域

次の①点と②点を直線で結んだ線並びに②点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2・

25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属鋳）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

①点は、基点から真北41度13分07秒8.43メートルの地点

②点は、①点から真北 286 度59分18秒3.01メートルの地点

(イ) 2 区域

次の③点から⑫点までを順次直線で結んだ線並びに⑫点と③点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属鋳）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

③点は、基点から真北 192 度07分42秒4.14メートルの地点

④点は、③点から真北 197 度28分43秒6.83メートルの地点

⑤点は、④点から真北 287 度28分50秒2.00メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 287 度28分30秒1.50メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 197 度29分42秒1.80メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 287 度29分31秒 13.71 メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 287 度29分30秒4.24メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 287 度29分42秒 29.80 メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 287 度29分23秒2.00メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北17度53分03秒6.82メートルの地点

(ウ) 3 区域

次の⑬点から⑳点までを順次直線で結んだ線並びに⑳点と⑬点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属鋳）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

⑬点は、基点から真北 292 度50分03秒 52.97 メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北 284 度36分28秒4.80メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北14度37分29秒2.00メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北 282 度45分24秒5.68メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北 279 度33分39秒9 .66メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北 275 度44分08秒9 .65メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北 272 度16分21秒7 .83メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北 269 度11分03秒7 .83メートルの地点

㉑点は、㉑点から真北 266 度54分58秒3 .65メートルの地点

㉒点は、㉑点から真北 264 度16分27秒9 .65メートルの地点

㉓点は、㉒点から真北 260 度27分09秒9 .66メートルの地点

㉔点は、㉓点から真北 256 度38分16秒9 .65メートルの地点

㉕点は、㉔点から真北 252 度49分10秒9 .65メートルの地点

㉖点は、㉕点から真北 249 度35分27秒6 .69メートルの地点

㉗点は、㉖点から真北 246 度21分20秒0 .65メートルの地点

㉘点は、㉗点から真北 336 度00分59秒6 .46メートルの地点

#### (エ) 4 区域

次の㉙点から㉛点までを順次直線で結んだ線並びに㉛点と㉙点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属錕）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

㉙点は、基点から真北 278 度12分01秒149 .86メートルの地点

㉚点は、㉙点から真北 156 度07分21秒7 .75メートルの地点

㉛点は、㉚点から真北 248 度50分52秒3 .80メートルの地点

㉜点は、㉛点から真北 338 度51分08秒1 .50メートルの地点

㉝点は、㉜点から真北 248 度50分27秒4 .13メートルの地点

㉞点は、㉝点から真北 248 度36分21秒 20 .00メートルの地点

㉟点は、㉞点から真北 248 度15分51秒2 .85メートルの地点

㊱点は、㉟点から真北 5 度26分56秒1 .24メートルの地点

㊲点は、㊱点から真北 5 度25分46秒4 .96メートルの地点

#### ウ 面積

1 区域 21.58平方メートル

2 区域 364.01平方メートル

3 区域 738.60平方メートル

4 区域 166.72平方メートル

合 計 1,290.91平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施行区域

##### ア 位置

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3055番19から同字立目2095番 8 までの地先公有水面及び陸域

##### イ 区域

次の①点から㉙点までを順次直線で結んだ線及び㉙点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属錕）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

①点は、基点から真北97度23分19秒 40.36メートルの地点

②点は、①点から真北 182 度44分52秒107.45メートルの地点

③点は、②点から真北 283 度08分23秒146.75メートルの地点

④点は、③点から真北 283 度08分21秒 65.00メートルの地点

⑤点は、④点から真北 339 度56分37秒 66.74メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北75度46分49秒 14.68メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 357 度21分15秒5.74メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北65度01分25秒7.10メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 153 度04分47秒0.70メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北65度54分55秒 41.38メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北67度41分46秒 18.59メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北72度44分18秒3.39メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北80度29分46秒3.89メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北86度44分16秒3.62メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北88度40分05秒 19.98メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北90度48分40秒3.19メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北94度00分44秒3.14メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北99度22分56秒3.89メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北 106 度51分13秒 27.80メートルの地点

㉙点は、㉙点から真北73度41分12秒0.97メートルの地点

②1点は、②0点から真北 101 度00分56秒1 .43メートルの地点

②2点は、②1点から真北13度05分22秒1 .73メートルの地点

②3点は、②2点から真北 102 度06分41秒2 .17メートルの地点

②4点は、②3点から真北17度45分19秒0 .38メートルの地点

②5点は、②4点から真北 102 度53分47秒8 .79メートルの地点

②6点は、②5点から真北 108 度00分54秒 27 .31メートルの地点

②7点は、②6点から真北 107 度48分06秒 20 .73メートルの地点

②8点は、②7点から真北 203 度59分30秒5 .53メートルの地点

②9点は、②8点から真北 106 度59分43秒 10 .36メートルの地点

ウ 面積

24 ,171 .21平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 900平方メートル

漁港施設用地 約 340平方メートル

水路用地 約 50平方メートル

合計 約 1,290平方メートル

4 埋立免許年月日

平成16年11月18日

○愛媛県告示第2343号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（東温市都市計画図修正業務）
- 2 作業期間 平成16年12月 1 日から  
平成17年 3 月20日まで
- 3 作業地域 東温市都市計画区域

○愛媛県告示第2344号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局建（開）第13号 平成16年11月16日	西条市下島山字北三楽甲1313番 1 及び甲1313番 7	西条市喜多川266番地 1 エース住宅株式会社 代表取締役 久 門 孝 志

○愛媛県告示第2345号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
東温市横河原字棧敷 207 番
- 2 申請人の住所氏名  
東温市横河原 201 番地 2  
和田 澄子
- 3 図面省略

り変更し、平成17年 4 月分の家賃から適用する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数値
西条市小松町 新屋敷	新屋敷	45～47	準耐	0.6050
西条市国安	東予	52	耐火	0.6340
西条市国安	東予	56・57	耐火	0.6090
西条市丹原町 大字池田	御陣屋南	13	木造	0.6480
北条市久保	鹿峰	42～45	準耐	0.5970
北条市中須賀	中須賀	49～52	耐火	0.6160

○愛媛県告示第2346号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値を次のとお

○愛媛県告示第2347号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇第 44号	宇和島市御幸町二丁目1番1号	愛媛県猟友会宇和島支部	宇和島市御幸町二丁目1番1号 (南)村上銃砲火薬店内 宇和島地区猟友会	平成16年11月9日

## 公 告

## ○公 告

## 争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成16年11月16日あったので公表する。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成16年度年末一時金に関する事項・その他
- 2 日時 平成16年11月30日正午から本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院  
(今治市高市甲 786 - 13)  
財団法人正光会宇和島病院

(宇和島市柿原1280番地)

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

## ○公 告

## 砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

平成16年11月12日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名
1	飯 尾 和 之

## 教育委員会告示

## ○愛媛県教育委員会告示第17号

博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第2項に規定する公立博物館として、同法第12条の規定に基づき、次のように登録した。

平成16年11月26日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

設置者の名称	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	登 録 番 号
宮 窪 町	村上水軍博物館	越智郡宮窪町大字宮窪1285番地	平成16年11月16日	第14号
伊 方 町	町見郷土館	西宇和郡伊方町二見字コウチ甲813番地 1	平成16年11月16日	第15号

